

## 船橋市立保育所給食用物資納入業者取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市立保育所における安心安全な給食の提供並びに給食用物資の品質及び安定的な供給を確保するため、市が発注する給食用物資の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市立保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所であつて、市が設置し、及び運営するものをいう。
- (2) 給食用物資 市立保育所を利用する児童等に提供する飲食物及びその賄材料をいう。
- (3) 業者 法人及び個人事業主をいう。

### (遵守事項)

第3条 給食用物資の納入を行う業者（以下「納入業者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 給食が児童の健全な発育及び教育に果たす役割を理解するとともに、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の関係法令等を遵守していること。
- (2) 給食用物資の品質及び安定的な供給を確保することができる仕入れ又は製造加工能力等を有し、かつ、市が指定した日及び時間並びに場所に納入できる輸送能力を有していること。また、緊急時に迅速に対応できる体制が整備されていること。
- (3) 製造、加工、又は配送に携わる従業員全員の検体検査を1月に1回実施するよう努めること。

### (報告等)

第4条 市は、市立保育所における安心安全な給食の提供に関して必要があると認めるときは、この要綱の施行に必要な限度において、納入業者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査することができる。

(要件)

第5条 納入業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、第1号及び第2号に掲げる要件にあつては、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税を、個人事業主にあつては所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 食品衛生法に基づく許可を受けていること（当該許可を受けなければならない場合に限る。）。
- (4) 事業所内の衛生環境等が著しく損なわれていないこと。
- (5) 船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例第18号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

2 市は、前項に規定する要件を満たしているかどうかを確認するため、納入業者に対し、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。ただし、市内に本社若しくは本店等を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主については第2号に掲げる書類の提出を、市長が必要があると認める場合は第1号及び第2号に掲げる書類の提出を省略することができる。

- (1) 市税納付確認書
- (2) 国税の納税証明書
- (3) 食品営業許可証の写し
- (4) 食品衛生監視票の写し
- (5) その他必要な書類

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月24日から施行する。